

## 大分地方裁判所委員会議事要旨

### 1 開催日時

平成28年9月21日（水）午後3時00分から午後4時30分まで

### 2 開催場所

大分地方裁判所大会議室

### 3 テーマ

犯罪被害者保護制度について

### 4 出席委員

伊藤真由美，今泉愛，岡村邦彦，関根剛，園田浩二郎，高倉セツ子，牧真理子，村上正敏，山本保慶（五十音順，敬称略）

### 5 議事内容

(1) テーマについての説明

(2) ビデオリンクによる模擬証人尋問

(3) 模擬遮へい

(4) 意見交換（□：委員長，◇：委員（学識経験者），◆：委員（法曹関係者），●：裁判所）

◇ ビデオリンクや遮へい措置は，映像や姿が見えなくても声で証人が判別される恐れがないか。音声を変える必要はないか。

● 証人の声色やしゃべり方も，真実を話しているかどうかを判断する際の参考とすることがあるが，声を変えるとそれができなくなる。犯罪被害者である証人がどうしても自分の声を聞かれない場合は，被告人を退廷させて尋問することもあり，その場合，尋問後に被告人に証言の内容を伝えることになる。

なお，まだ施行日は未定であるが，証人の精神的負担を軽減する観点等から，一定の要件の下で，被告人の事件を扱う裁判所とは別の裁判所に証人を呼んで尋問を行えるように法律が改正された。

- ◇ 10年程前、DV相談を担当していたとき、相談者から「裁判所で相手に会うのが嫌だ。負担だ。」という話を聞いたことがある。この10年で被害者保護制度がずいぶん進み、被害者にとって利用しやすい環境になってきていると感じている。
- ◆ DV（保護命令）事件を担当しているが、申立人（被害者）からは具体的にどのような危険があるのか、どのようなことを心配しているのか等について十分に事情を聴取し、相手方（加害者）とは期日を別の日にする等、双方が絶対に顔を合わせないように配慮している。家庭裁判所の家事事件も同様に、事情に応じて必要な配慮をしている。
- ◇ この10年で法制度が充実してきたと実感しているが、被害者は慣れない裁判手続に緊張し、ちょっとしたことで安心するし、逆に不安にも陥りやすい。法律には規定されていなくてもちょっとした配慮ひとつで被害者の気持ちが楽になるので、気に留めてもらえるとありがたい。
- 裁判所の配慮に足りない部分もあろうかと思うが、被害者の気持ちにも寄り添うように裁判を行っていききたい。
- 被害者を含む来庁者への配慮については、全ての職員に徹底していききたい。
- ◇ 遮へい措置のための衝立を職員が抱えて搬入出しているのを見て、公正な裁判を行うためにいろいろな工夫や苦労があるのだろうと思った。
- ◇ 精神的苦痛を軽減するといっても人によって苦痛の幅はそれぞれであり、どこまで配慮するのが難しい。①被害者から裁判員にも知られたくないと申出があった場合はどうするか、②民事事件でも遮へい措置はあるか、③被害者の方は刑事法廷と損害賠償のための民事法廷とで裁判所に2回出向かなければならないか、刑事事件の証拠を民事事件でも使えないかについて現状を伺いたい。
- ①については、法廷では被害者の名前や住所を言わずに手続を進めることができるが、起訴状や事件記録には被害者の情報も記載されており、裁判員

は被害者情報に触れざるを得ないことになる。裁判員の選任手続では、裁判員候補者に対して被害者と近い関係にないかということを確認するための質問を行うが、できる限り、被害者の氏名を候補者に知らせずに手続を進める方法を検討することになる。性犯罪に関する裁判員裁判では、基本的には被害者の居住地や職場や教育施設関係の情報を配慮した質問を検察官に考えてもらい選任手続を行っているので、選任手続の中では被害者情報は裁判員候補者に伝わらないようになっている。

ただし、裁判員候補者から氏名が分らなければ関係の有無を答えようがないと言われた場合は、個別に対応して、被害者に関する情報について絶対に漏らしてはならないという守秘義務を説明した上で質問することもある。

- ◆ ②については、民事事件でも必要に応じて遮へい措置を行うことがある。
  - ③については、「刑事損害賠償命令制度」がある。刑事裁判の有罪判決後、直ちに刑事損害賠償命令事件の審理が開始され、刑事事件を担当した裁判所が刑事裁判の証拠等を取り調べて損害賠償額を決める手続であるが、被告人に不服がある場合は、通常どおりの民事裁判に移行することになる。
- 性犯罪の被害者が加害者に対して民事裁判で損害賠償請求の訴訟を行う場合も、遮へい措置を行ったり、公開の法廷で氏名を明らかにせずに審理を行うことがある。
- ◆ 被害者に対するちょっとした心遣いの話は検察庁職員にも伝えたい。検察庁も被害者の心に寄り添った上で、刑事裁判を進めていきたいと考えている。
  - ◆ 弁護士は被告人を弁護する仕事と思われている方が多いと思うが、この10年で弁護士の姿は様変わりした。大分県弁護士会には被告人の弁護をする活動のための「刑事弁護センター」と被害者参加弁護人として被害者のサポート活動を行う「犯罪被害者支援センター」がある。日本では長年にわたり、被害者権利や利益の保護に目を向けられていなかったが、犯罪被害者支援センター所属の弁護士はあるべき犯罪被害者支援は何かを考えているところで

ある。刑事被告人を弁護する立場と被害者支援をする立場は180度違い、刑事弁護センターの弁護士の立場からは、ビデオリンクなどについて、表情が読み取り難かったり、機械に不慣れな中で真実をどう発見するかといった課題があるし、被害者支援センターの弁護士の立場からは、犯罪によって精神的苦痛を受けた被害者を更なる苦痛にさらすのかといった課題がある。弁護士会では、どちらの立場からも真剣に取り組んでいる最中である。

□ 今後は、法律家の感覚だけではなく、一般の方々から様々な意見をいただきながら、運用していくことも必要と考える。今後ともお気づきの点があれば、いつでも裁判所に対してご意見等をお寄せいただきたい。

## 6 次回期日等について

### (1) 日時

平成29年2月8日（水）午後3時から

### (2) テーマ

裁判所における防災対策について

### (3) 場所

大分地方裁判所大会議室